

住宅改修の手引き

(制度について)

2025年11月
町田市 いきいき生活部介護保険課

《目次》

住宅改修制度のご案内

はじめに	2
町田市における住宅改修にかかる助成制度のご案内	3
住宅改修を行う方へ	4
介護保険課で申請できる住宅改修給付制度のご利用にあたって	6
制度の概要	8
申請の手順（受領委任払い）	10
申請の手順（償還払い）	11
住宅改修アドバイザー制度について	12
高齢者支援センター・あんしん相談室一覧	13

※住宅改修Q & Aについて

「住宅改修Q & A」は、町田市ホームページ（医療・福祉＞介護保険＞事業者の方へ＞住宅改修＞住宅改修事前申請について、住宅改修支給申請について）上に掲載しています。

◆はじめに

この冊子は、介護保険制度における住宅改修が適正かつ効果的に行われ、住宅改修費の支給を円滑に行うことを目的として作成したものです。介護保険住宅改修、町田市住宅改修予防給付事業及び町田市住宅設備改修給付事業（以下「住宅改修」という。）の概要、対象工事、支給手続及び注意点などを取りまとめています。住宅改修を行う際は、本冊子に記載されている内容に沿って、手続を進めてください。

なお、必要に応じて、市から追加書類の提出などを求める場合があります。求めに応じない場合は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費、町田市住宅改修予防給付事業費及び町田市住宅設備改修給付事業費（以下「住宅改修費」という。）をお支払いできないこともありますので、ご注意ください。

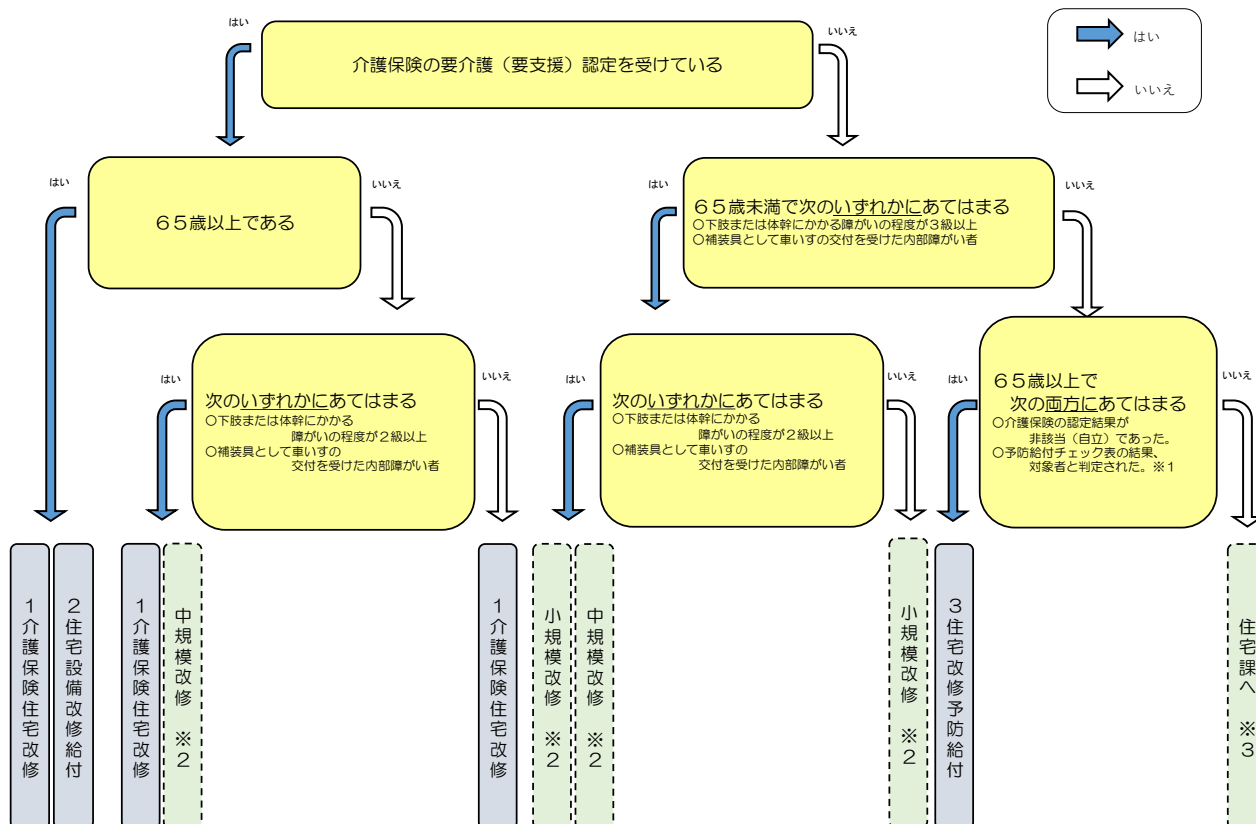
住宅改修費の支給決定を円滑に行えるよう、ご理解とご協力をお願いします。

◆町田市における住宅改修にかかる助成制度のご案内

手すりの取り付けなど、お住まいの住宅を改修される場合、申請により助成を受けられる場合があります。それぞれの制度には条件があります。

次の設問でご自身の受けられる制度をご確認のうえ、担当部署へお問い合わせください。

1～3の助成制度については、本紙P.8～9（制度の概要）をご覧ください。



※1 町田市住宅改修予防給付事業対象者確認表（予防給付チェック表）
住宅改修予防給付の申請にあたって、申請者の身体状況を確認するためのチェック表です。
詳しくは高齢者支援センター・あんしん相談室にお問い合わせください。
（P13の高齢者支援センター・あんしん相談室一覧表をご参照ください。）

※2 小規模改修・中規模改修
障がい福祉課の助成制度となります。
助成内容や申請方法などは、お住まいの地域の障がい者支援センターまでお問い合わせください。
・堺地域障がい者支援センター（TEL 042-794-8790）
・忠生地域障がい者支援センター（TEL 042-794-4851）
・鶴川地域障がい者支援センター（TEL 042-708-8821）
・町田地域障がい者支援センター（TEL 042-709-1301）
・南地域障がい者支援センター（TEL 042-706-9624）

担当地域については、町田市ホームページをご覧ください。
（トップページ＞医療・福祉＞障がい者のための福祉＞施設＞町田市障がい者支援センターのご案内）

※3 住宅課
住宅の改修工事費用の一部を助成しています。詳しくは住宅課までお問い合わせください。
（TEL 042-724-4269）

＜住宅改修工事に伴う固定資産税の減額＞
各種住宅改修制度を利用された場合、固定資産税の減額制度に該当する場合があります。
詳しくは資産税課家屋係にお問い合わせください。（TEL 042-724-2118）

◆ 住宅改修を行う方へ

住宅改修は、被保険者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるようにするため、被保険者からの申請により介護保険又は町田市から給付を行う制度です。

住宅改修については、将来、利用者の身体状況に変化が生じることも考慮に入れて、必要最小限の改修工事を適切に行ってください。

1 住宅改修費の支給は公費による給付です。

住宅改修費の支給は、介護保険料及び市税を財源とした給付です。その給付を受けるためには、定められたルールを守る必要があります。ルールを守れない場合、住宅改修費の支給が遅れるだけでなく、利用者が支給を受けられないことにもつながります。制度を熟知し、利用者が不利益を被ることのないようにしてください。

2 利用者にとって本当に必要な改修工事であることを最優先にしてください。

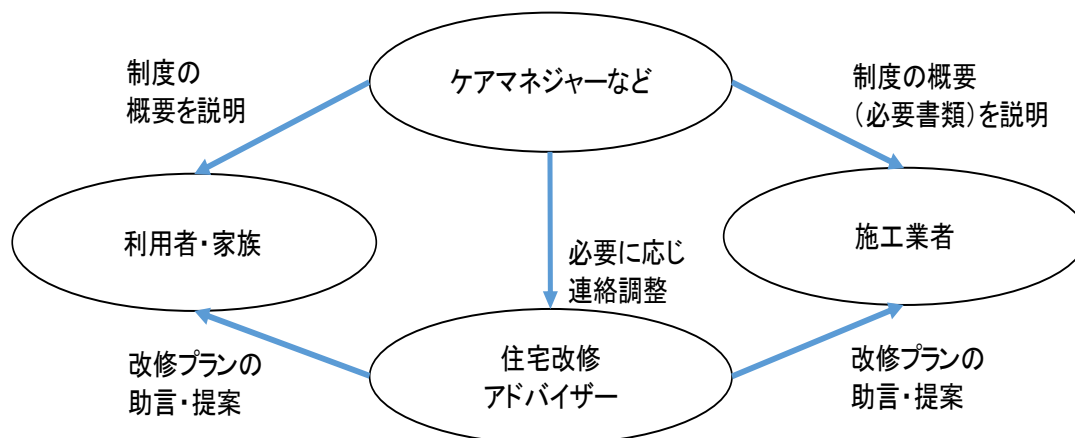
必要のない箇所について改修工事を行うことは利用者が将来において住宅改修工事を受ける機会を奪うことにつながりますので、絶対に行わないようにしてください。必要のない箇所への改修工事は、給付の対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

3 ケアマネジャー・高齢者支援センター職員の役割

住宅改修を利用する場合は「住宅改修が必要な理由書」（以下「理由書」という。）が必要となります。理由書は利用者の身体状況・介護の状況などを踏まえ、制度利用の必要性を記載するもので、町田市ではケアマネジャー・高齢者支援センター職員（以下「ケアマネジャーなど」という。）に作成をお願いしています。

住宅改修を行う際には、制度の適切な利用に努め、自立支援に即した質の高い住宅改修を実現する必要があります。そのため、ケアマネジャーなどについては、制度をよく理解した上で利用者・家族などに制度を説明し、申請の手続きを行うなど全体をコーディネートする役割が求められています。

それぞれの役割と流れ



4 利用者に対し、改修内容や契約内容について十分な説明を行ってください。

住宅改修の必要性、内容、価格など利用者にとって必要な情報は正確に説明し、利用者から必ず同意を得てください。必要に応じて家族などの関係者を交えて、十分に説明し、理解を得てください。

5 利用者にとって信頼できる施工業者となるために、次のことにご注意ください。

- 身体状況を考慮した改修プランを提案してください。
- 必要に応じて改修箇所の対応をしてください。
- 予算に応じた改修内容を提案してください。
- 改修に必要な説明（費用、改修内容など）をきちんと行ってください。
- 利用者が説明を求めた場合に、納得のいく回答をしてください。

6 住宅改修の利用を考えている方は、次のことにご注意ください。

- 支給限度基準額を利用し終わった後に住宅改修を行う場合は、原則として全額自己負担となりますので、その必要性を十分に検討してください。
- 契約する際は、十分に納得するまで説明を受け、安易に書類に印鑑を押さないようにしてください。
- 複数の施工業者から見積りを取って検討してください。

7 その他、ご注意いただきたいこと

次の場合には、利用者（消費者）は、契約を取り消すことができるとされています。（消費者契約法第4条）

法に触れる行為は絶対にしないでください。

- 不実告知
契約の目的となるものの重要な事項についての説明が違っていただけを信じて契約した場合
- 故意の不告知
契約の目的となる重要事項について、良いことばかりを説明し、関連する不利益なことをわざと告げなかった場合
- 不退去
事業者「帰ってくれ」といったのに帰ってくれず、困って契約した場合

◆介護保険課で申請できる住宅改修給付制度のご利用にあたって

1 住宅改修制度とは

在宅での生活を継続するために、被保険者の自立支援や安全な居住環境の確保を目的として住宅の改修工事を行う場合、工事に要した費用の一部を公費で負担（給付）します。

住宅改修は、ご利用いただくことで即効性のある効果が期待でき、その他の在宅サービスの質を底上げできるという点でも非常に有益なサービスです。

住宅改修を行うことで期待できる効果

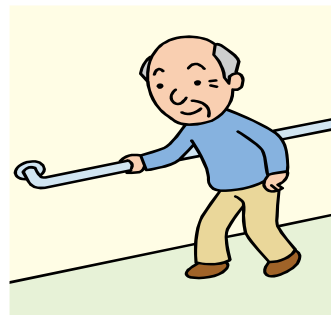
- ・ 転倒等の事故の防止
- ・ 介護者の負担の軽減
- ・ 日常生活の自立 など

介護保険課では、以下3つの制度の申請を受け付けております。

1 介護保険住宅改修 2 住宅設備改修給付 3 住宅改修予防給付

【対象の改修項目】

- ・ 手すりの取付け
- ・ 段差解消
- ・ 床材の変更
- ・ 扉の取替え
- ・ 便器の取替え
- ・ 浴槽の取替え
- ・ 流し、洗面台の取替え



2 住宅改修給付を受けるには？

住宅改修給付を受けるには、**工事前**に市へ申請をしていただく必要があります。
また、事前申請の際に理由書をケアマネジャーなどに作成していただく必要があります。

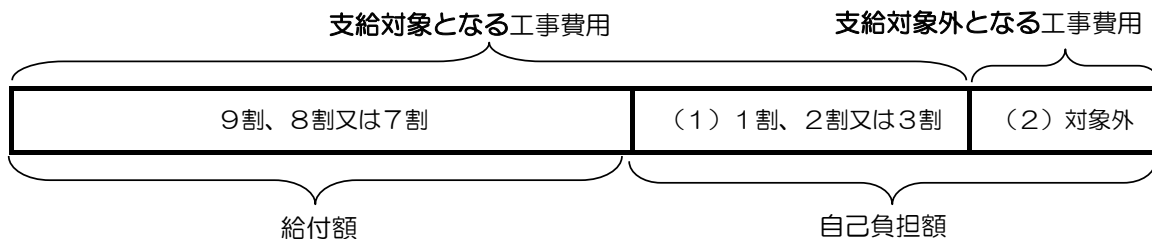
3 給付額について

制度ごとに定められた支給対象となる工事費用の上限額を限度として、その9割、8割又は7割を支給します。

＜自己負担となる費用＞

- (1) 支給対象となる工事の費用の1割、2割又は3割
- (2) 支給対象外となる工事の費用

※住宅設備改修給付の場合は、負担割合に関わらず支給対象となる工事費用の1割と支給対象外となる工事費用が自己負担となります。



※支給対象となる工事費用から支給額を計算する際、1円未満は切り捨てになります。

(例) 給付割合9割の場合

給付対象工事	①	180,003円	
9割給付分	②	162,002円	←180,003円×0.9 = 162,002.7 円(切り捨て)
1割自己負担分	①-②	18,001円	

※介護保険住宅改修及び住宅改修予防給付では、給付対象工事費が20万円の支給限度基準額に満たなかった場合、残額の範囲で再度申請することができます。

(例 1回目13万円、2回目7万円)

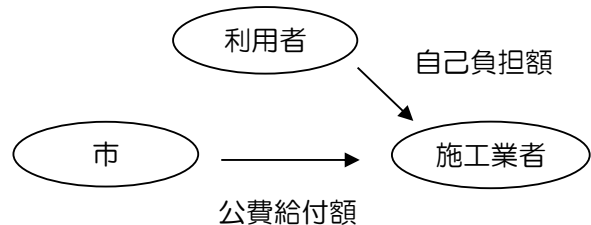
4 給付方法について

住宅改修費の支給方法は、「受領委任払い」及び「償還払い」の2通りがあります。

町田市では、受領委任払い制度を利用できる施工業者は、市が実施する住宅改修研修会を受講した上で、協定を結び、登録を行った事業者のみとなります。登録を行っていない施工業者は、償還払いのみ可能となります。

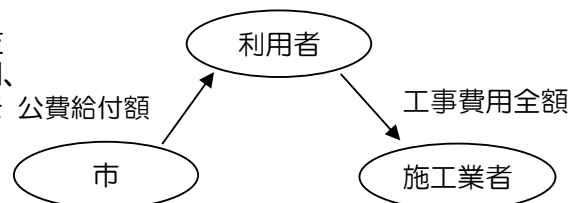
（１）受領委任払い

利用者が自己負担となる費用（P6参照）を施工業者に支払い、支給対象となる工事費用の上限額を限度として、9割、8割又は7割を町田市から施工業者へ給付するものです。この制度を利用できる施工業者は、市に登録している事業者のみとなります。



（２）償還払い

利用者が施工業者に工事費用の全額（10割）を支払い、その後、市から支給対象となる工事費用の9割、8割又は7割を公費給付額として、償還（払戻し）を受けるものです。



5 留意事項・給付対象外となる工事について

同じ要介護度であっても、利用者の身体状況、家屋状況やその日常生活の様子などはそれぞれ異なります。住宅改修費の支給の可否は、理由書に記載された個々の利用者の身体状況、家屋状況などを勘案したうえで、改修内容について審査を行い、決定します。

よって、住宅改修費の支給の可否は、同じ改修内容であっても、利用者によって異なるものであることをご理解ください。

（１）給付対象外となる工事

- ・制度の目的に合わないリフォーム、新築及び増築の場合
- ・単なる老朽化や物理的、科学的な摩耗、故障などが原因で行う場合
- ・市の事前審査完了前に着工した場合
- ・一時的に生活されている場所など、住民票に記載のない住宅の場合
- ・病院（施設）などからの一時帰宅のための改修工事
- ・事前審査と異なる箇所に設置した場合（高さ調節などを除く）

（２）事前申請時に入院（入所）中の場合

退院（退所）日以降でなければ、工事後の申請を行うことは出来ません。

なお、事前申請を行い、着工許可が下りた工事であっても、退院（退所）できなかった場合は給付の対象とはなりません。

◆制度の概要

1 介護保険住宅改修

現在お住まいの住宅で、身体状況により動作が難しい箇所について行う、手すりの取付けや段差解消などの工事に対して、お一人につき、工事費用の9割、8割又は7割（18万円、16万円又は14万円）までを支給します。

対象となる住宅は、住民票に記載のある住宅です。
なお、新築工事や老朽化による工事は支給の対象とはなりません。



【対象工事】

対象項目	工事例	支給対象となる 工事費用の上限額 ※	支給上限額
(1) 手すりの取付け	・浴室に手すりを取付け ・トイレに手すりを取付け ・階段に手すりを取付け ・廊下に手すりを取付け	200,000円	
(2) 段差の解消	・玄関上がり框に踏み台を設置 ・敷居を撤去 ・スロープの設置		180,000円(1割) 160,000円(2割) 140,000円(3割)
(3) 床材の変更	・歩行器、車椅子での生活のため畳をフローリングに変更		
(4) 扉の取替え	・浴室の開き戸を折れ戸に取替え ・ドアノブの変更		
(5) 和式トイレの洋式化	・和式トイレを洋式トイレに変更		

※この金額を超える部分の工事費用は
全額自己負担となります。

【支給条件】

- ・要介護（要支援）認定を受けている

※引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給限度基準額が20万円に戻ります。

※介護保険の給付制限のある方は、7割又は6割の給付かつ償還払いでの支給となりますので、必ず介護保険被保険者証をご確認ください。

2 住宅設備改修給付

現在お住まいの住宅で、身体状況により動作が難しい箇所について行う、浴槽の取替えや流し・洗面台の取替えなどの工事に対して、1世帯につき対象項目ごと1箇所まで、工事費用の9割（各対象項目に上限があります）を支給します。

対象となる住宅は、住民票に記載のある住宅です。
なお、新築工事や老朽化による工事は支給の対象とはなりません。

浴槽の取替えは、浴槽の深さや高低差が概ね10cm以上改善する工事が対象です。



【対象工事】

対象項目	工事例	支給対象となる 工事費用の上限額 ※	支給上限額
(1) 浴槽の取替え	・またぎが高い浴槽をまたぎが低い浴槽に取替え ・深い浴槽を浅い浴槽に取替え ・浴室床面と浴槽底面の高低差が大きい浴槽を、差の小さい浴槽に取替え	100,000円	90,000円
(2) 流し・洗面台の取替え	・車いす利用者や長時間の立位での作業が困難な方が、車いす用の洗面台に交換 ・疾病のため蛇口がひねられなくなった方が蛇口を交換	156,000円	140,400円
(3) 和式トイレの洋式化	・和式トイレを洋式トイレに変更	100,000円	90,000円

※この金額を超える部分の工事費用は
全額自己負担となります。

【支給条件】

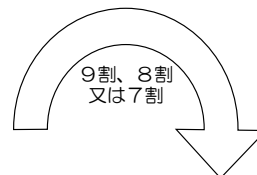
- ・65歳以上である
- ・要介護（要支援）認定を受けている

3 住宅改修予防給付

介護認定非該当(自立)の方で、「町田市住宅改修予防給付事業対象者確認表(予防給付チェック表)」の結果、住宅改修予防給付の対象であると判定された方がご利用いただける制度です。

現在お住まいの住宅で、身体状況により動作が難しい箇所について行う、手すりの取り付けや段差解消などの工事に対して、1世帯につき、工事費用の9割、8割又は7割(18万円、16万円又は14万円)までを支給します。

対象となる住宅は、住民票に記載のある住宅です。
なお、新築工事や老朽化による工事は支給の対象とはなりません。



【対象工事】

対象項目	工事例	支給対象となる 工事費用の上限額 ※	支給上限額
(1) 手すりの取付け	・浴室に手すりを取付け ・トイレに手すりを取付け ・階段に手すりを取付け ・廊下に手すりを取付け	200,000円	
(2) 段差の解消	・玄関上がり框に踏み台を設置 ・敷居を撤去 ・スロープの設置		180,000円(1割)
(3) 床材の変更	・歩行器、車椅子での生活のため畳をフローリングに変更		160,000円(2割)
(4) 扉の取替え	・浴室の開き戸を折れ戸に取替え ・ドアノブの変更		140,000円(3割)
(5) 和式トイレの洋式化	・和式トイレを洋式トイレに変更		

※この金額を超える部分の工事費用は
全額自己負担となります。

【支給条件】

- ・65歳以上である
- ・要介護(要支援)認定申請の結果が「非該当(自立)」である
- ・「町田市住宅改修予防給付事業対象者確認表(予防給付チェック表)」の結果、住宅改修予防給付の対象であると判定された場合
- ・住宅改修アドバイザー制度を利用した改修提案が必要である

※「町田市住宅改修予防給付事業対象者確認表(予防給付チェック表)」は高齢者支援センターでお渡ししています。

◆申請の手順（受領委任払い）

1 ケアマネジャーなどによる施工内容の調整

(1) 制度説明

利用者から相談があった際、住宅改修制度と複数の事業者からの見積りが取れることを説明。

(2) 確認

希望する内容が住宅改修費の支給対象であるか確認。

＜確認事項＞

- ・各制度の申請条件を満たしているか。
- ・改修内容が対象項目に該当しているか。
- ・支給限度基準額が残っているか。
- ・介護保険の負担割合の確認をしているか。
- ・給付制限の有無。

(3) 訪問調査

現場を訪問して、身体状況により動作が難しい箇所を確認。

(4) 改修プラン作成

利用者、家族などの関係者間で協議し、それぞれの意向を調整して、改修プランを作成。



2 町田市に住宅改修の「事前申請」の送付を行う。

ケアマネジャーなどから必要書類を市へ提出。

※提出書類については住宅改修の手引き（提出書類について）P.4「必要書類のご案内兼チェックリスト（工事前）」参照



3 提出された書類などにより、市が保険給付として適当な改修か否かの確認を行う。



10日から2週間程度（提出書類に不備が無い場合）

4 審査後、市がケアマネジャーなど宛てに事前審査完了の通知の送付を行い、施工の可否について連絡する。



5 施工・完成後、利用者は施工業者に自己負担額（1割、2割又は3割）を支払う。

※負担割合は領収日が基準日となります。必ず負担割合証を確認してください。



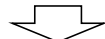
6 住宅改修費の「事後申請」を行う。ケアマネジャーなどから必要書類を市へ提出。

※住宅改修の手引き（提出書類について）を参照

- (1) 住宅改修 必要書類のご案内兼チェックリスト（工事後）（P.24参照）
- (2) 町田市住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）（P.25参照）
- (3) 市長宛請求書（介護保険用、市制度用）（P.28～29参照）
- (4) 住宅改修に要した費用の領収書（自己負担額の1割、2割又は3割分の領収書のコピー）（P.27参照）
- (5) 住宅改修後の写真（改修箇所ごとの撮影日がわかるもの）を添付（P.16参照）
- (6) 住宅改修工事内容変更届など（工事後の部材などが事前申請時と異なる場合）（P.22参照）



7 市は、提出された書類により、工事が適切に施工されたか確認を行う。



8 市が審査を行い、支給が適当と認める場合、利用者及び施工業者宛てに支給決定通知の送付を行い、指定口座へ振り込む。

※支給申請書提出から公費の支給までは2か月程度かかります。

※介護保険住宅改修費と市制度である住宅設備改修給付及び住宅改修予防給付では支払いの時期が異なる場合がありますので、ご留意願います。

◆申請の手順（償還払い）

- 1 ケアマネジャーなどによる施工内容の調整
 - (1) 制度説明
利用者から相談があった際、住宅改修制度と複数の事業者からの見積りが取れることを説明。
 - (2) 確認
希望する内容が住宅改修費の支給対象であるか確認。
＜確認事項＞
 - ・各制度の申請条件を満たしているか。
 - ・改修内容が対象項目に該当しているか。
 - ・支給限度基準額が残っているか。
 - ・介護保険の負担割合の確認をしているか。
 - ・給付制限の有無。
 - (3) 訪問調査
現場を訪問して、身体状況により動作が難しい箇所を確認。
 - (4) 改修プラン作成
利用者、家族などの関係者間で協議し、それぞれの意向を調整して、改修プランを作成。



- 2 町田市に住宅改修の「事前申請」の送付を行う。
ケアマネジャーなどから必要書類を市へ提出。
※提出書類については住宅改修の手引き（提出書類について）P.4「必要書類のご案内兼チェックリスト（工事前）」参照



- 3 提出された書類により、市が保険給付として適当な改修か否かの確認を行う。

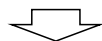


10日から2週間程度（提出書類に不備が無い場合）

- 4 審査後、市がケアマネジャーなど宛てに事前審査完了の通知の送付を行い、施工の可否について連絡する。

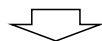


- 5 施工・完成後、利用者は施工業者に**工事代金（全額）**を支払う。



- 6 住宅改修費の「事後申請」を行う。
ケアマネジャーなどから必要書類を市へ提出。
※住宅改修の手引き（提出書類について）を参照
 - (1) 住宅改修 必要書類のご案内兼チェックリスト（工事後）（P.24参照）
 - (2) 町田市住宅改修費支給申請書（償還払い用）（P.26参照）
 - (3) 市長宛請求書（介護保険用、市制度用）（P.28～29参照）
 - (4) 住宅改修に要した費用の領収書（**工事代金の全額分の領収書の原本**）（P.27参照）
 - (5) 住宅改修後の写真（改修箇所ごとの撮影日がわかるもの）を添付（P.16参照）
 - (6) 住宅改修工事内容変更届など（工事後の部材などが事前申請時と異なる場合）（P.22参照）
 - (7) 債権者登録依頼書（公費支給額受取人の振込口座を登録します。）（P.30参照）

※負担割合は領収日が基準日となります。
必ず負担割合証を確認してください



- 7 市は、提出された書類により、工事が適切に施工されたか確認を行う。



- 8 市が審査を行い、支給が適当と認める場合、利用者宛てに支給決定通知の送付を行い、指定口座へ振り込む。
※支給申請書提出から公費の支給までは2か月程度かかります。
※介護保険住宅改修費と市制度である住宅設備改修給付及び住宅改修予防給付では支払いの時期が異なる場合がありますので、ご留意願います。

◆住宅改修アドバイザー制度について

1 住宅改修アドバイザー制度とは

住宅改修アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、住宅改修における助言を目的に町田市が委託している建築士・理学療法士（PT）・作業療法士（OT）です。家屋状況や利用者の身体状況に合わせて、最も使いやすく安全な住宅改修を行うため、専門の立場から助言を行います。アドバイザー制度の利用については、利用者の費用負担はありません。是非ご活用ください。

2 利用の流れ

- (1) ケアマネジャーなどから利用者へ制度の説明をし、利用者との日程調整を行ってください。
- (2) 「住宅改修アドバイザー担当区域」でアドバイザーの区域を確認し、ケアマネジャーなどからアドバイザーに直接連絡します。このとき、アドバイザーに利用者の身体状況などを事前に説明し、現地への同行訪問の日程調整を行ってください。
 - ※ 同行訪問の日程は、利用者、家族、施工業者、理由書作成者の全員が参加できるように調整してください。
- (3) 施工業者から見積書・図面などの書類が提示された後、アドバイザーに当該書類の内容確認を依頼してください。
- (4) アドバイザーの書類確認が完了後、理由書の「アドバイザーによる施工業者図面確認日」欄に日付を記載してください。
 - ※ アドバイザーの作成する訪問活動報告書は事前申請時に提出してください。
 - ※ アドバイザーの提案内容と実際の工事内容が違う場合、確認後に工事内容が変わった場合などは**必ずアドバイザーに確認を行い**、その旨を理由書欄外などに明記してください。
- (5) 工事が完了したら、アドバイザーに完了連絡を入れてください。

3 アドバイザー制度の利用を推奨する工事

- (1) 住宅設備改修給付（浴槽交換、便器交換、洗面台交換など）
- (2) 住宅改修予防給付（認定結果が非該当（自立）の方）※ **2019年度から必須**
- (3) 工事規模が大きく、改修費用が高額になる工事（広範囲にわたる床のかさ上げ、屋外の段差解消、外階段手すりなど）
- (4) 利用者の身体状況が特殊な場合（難しい病気、退院後で状態が大きく変化した後など）
- (5) スロープの設置
- (6) 特殊な工事
 - ※ 上記の場合には、市からケアマネジャーなどにアドバイザー制度の利用を依頼する場合がありますので、ご協力ください。
 - ※ なお、アドバイザー制度はあくまで専門の立場からの提案であり、改修内容の最終判断は利用者、家族にいただくことになります。拘束力はありませんので、お気軽にご利用ください。

◆町田市高齢者支援センター・あんしん相談室一覧

地区	名称	担当地域	所在地	電話番号 市外局番042
堺地区	堺第1 高齢者支援センター	相原町	相原町2373-1（老人保健施設サンシルバー町田内）	770-2558
	相原あんしん相談室		相原町1158-26	700-7121
	堺第2 高齢者支援センター	小山町、小山ヶ丘、上小山田町	小山ヶ丘1-2-9（特別養護老人ホーム美郷内）	797-0200
	小山あんしん相談室		小山町2619	794-8751
忠生地区	忠生第1 高齢者支援センター	図師町、下小山田町、忠生、矢部町、小山田桜台、常盤町、根岸町、根岸	下小山田町3580（ふれあい桜館1階）	797-8032
	忠生あんしん相談室		忠生3-1-34 もりやハイツⅡ101号室	792-8888
	忠生第2 高齢者支援センター	山崎町、山崎、木曽町、木曽西、木曽東（都営木曽森野アパートを除く）、本町田の一部（公社住宅町田木曽）	山崎町2200山崎団地3-18棟101号（山崎団地名店会内）	792-1105
	木曽あんしん相談室		木曽東1-34-10ちひろマンション101	794-7901
鶴川地区	鶴川第1 高齢者支援センター	小野路町、野津田町、金井、金井町、金井ヶ丘、大蔵町、薬師台	薬師台3-270-1（特別養護老人ホーム第二清風園内）	736-6927
	大蔵あんしん相談室		大蔵町806	708-8964
	鶴川第2 高齢者支援センター	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴、広袴町、真光寺、真光寺町、鶴川	能ヶ谷3-2-1（鶴川地域コミュニティ1階）	737-7292
	鶴川あんしん相談室		鶴川6-7-2-103	718-1223
町田地区	町田第1 高齢者支援センター	原町田（都営金森1丁目アパートを除く）、中町、森野、旭町、木曽東の一部（都営木曽森野アパート）	森野4-8-39（特別養護老人ホーム commons 内）	728-9215
	原町田あんしん相談室		原町田4-24-6せりがや会館1階	722-8500
	町田第2 高齢者支援センター	藤の台、本町田（公社住宅町田木曽を除く）南大谷の一部（公社住宅本町田）	本町田2102-1（本町田高齢者在宅サービスセンター内）	729-0747
	本町田あんしん相談室		藤の台1-1-50-109	860-7870
	町田第3 高齢者支援センター	玉川学園、南大谷（公社住宅本町田を除く）、東玉川学園	玉川学園3-35-1（玉川学園高齢者在宅サービスセンター内）	710-3378
	南大谷あんしん相談室		南大谷4-7-23	851-8421
南地区	南第1 高齢者支援センター	南町田、鶴間、小川、つくし野、南つくし野	南町田5-16-1（特別養護老人ホーム芙蓉園内）	796-2789
	小川あんしん相談室		小川6-1-11	812-2127
	南第2 高齢者支援センター	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、原町田の一部（都営金森1丁目アパート）	金森東3-18-16（特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内）	796-3899
	成瀬が丘あんしん相談室		成瀬が丘2-23-4 ベルハイツ成瀬1-A号室	795-9100
	南第3 高齢者支援センター	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台	西成瀬2-48-23	720-3801
	成瀬台あんしん相談室		成瀬台3-8-1	732-3239
	医療と介護の連携支援センター	町田市全域	木曽西4-12-22 KISOJニータバース1階	794-6527

